

## 第11章 保険会社等の検査・監督をめぐる動き

### 第1節 保険会社向けの総合的な監督指針

本監督指針については、2005年8月12日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところ。なお、2019事務年度においては以下の通り改正を行っている。

(1) 保険募集人の旧姓の使用に係る改正（2019年9月6日）

保険募集人が保険募集を行う際に顧客に対し明らかにする氏名について、旧姓の使用が可能であることを明確化したもの（2019年9月6日より適用）。

(2) 法人等向け保険商品の審査上の留意点等に係る改正（2019年10月21日）

法人等向け保険商品の設計上の留意点として、保険本来の趣旨を逸脱するような募集活動につながる商品内容となっていないかという観点を明示したもの。

また、保険商品の認可・届出に係る審査を実施する際、商品及び顧客の特性を踏まえる旨並びに保険商品に付帯するサービスについて保険契約者等の保護に欠けることのないよう適切な対応が図られているかを確認する旨を明示したもの（いずれも2019年10月21日より適用）。

(3) 金融検査・監督に関する基本的考え方等に係る改正（2019年12月18日）

立入検査が継続的なモニタリングの一手法であることを明確化するなど、金融検査・監督に関する基本的考え方、監督指針の位置付け、事務処理上の留意点等を整理したもの（2019年12月18日より適用）。

(4) 「民法」等の改正に係る改正（2020年2月6日）

「民法」等の改正に伴い、所要の規定の整備を行ったもの（2020年4月1日より適用）。

(5) 個人データの第三者提供における本人からの同意取得に係る改正（2020年3月4日）

情報通信技術等の飛躍的な発展や「保険業法」等の改正を踏まえ、個人データの第三者提供における本人からの同意取得に関する監督上の着眼点を規定したもの（2020年3月4日より適用）。

(6) 「資金決済に関する法律」等の改正に係る改正（2020年4月3日）

「資金決済に関する法律」等の改正に伴い、暗号資産に関する監督上の着眼点を規定したもの（2020年5月1日より適用）。

(7) 「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」等の改正に係る改正 (2020年4月24日)

「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」等の改正を踏まえ、行政手続の電子申請に係る手続について明記したもの (2020年4月24日より適用)。

(8) 資本性借入金の取扱いの明確化に係る改正 (2020年5月27日)

急激な経営環境の変化により資本の充実が必要となった企業への支援の手法として有用であることを改めて確認するとともに、金融検査マニュアル廃止後も資本類似性を判断する際の観点に変更がない旨を明確化したもの (2020年5月27日より適用)。

## 第2節 保険会社の概況

### I 2020年3月期決算状況（別紙1～2参照）

### II 再編等の状況（別紙3～7参照）

#### 1. 概要

保険業界を取り巻く環境が大きく変化する中、利用者利便の向上や経営基盤の安定化等を図るため、生・損保会社において再編等の動きがみられる。

なお、2020年6月末現在における会社数は、生命保険会社41社、外国生命保険会社1社、損害保険会社32社、外国損害保険会社20社、免許特定法人1社、保険持株会社15社である。

#### 2. 主要会社の再編等

2019年7月以降、以下のような再編が行われた。

再編前保険会社名	再編後保険会社名	再編日
<u>セゾン自動車火災保険株式会社</u> そんぽ24損害保険株式会社	セゾン自動車火災保険株式会社	2019年7月1日

※合併保険会社のうち、下線のある会社が存続会社

#### 3. 新規参入について

2019年7月以降、以下のとおり保険持株会社の認可を行った。

保険持株会社名	認可日	認可の種類
auフィナンシャルホールディングス株式会社	2019年11月29日	保険持株会社

## 生命保険会社の令和2年3月期決算の概要

(単位:億円、%、ポイント)

	30年3月期	31年3月期	令和2年3月期	前期比
基礎収益	460,856	475,482	459,551	▲ 15,931
保険料等収入	337,796	352,542	330,121	▲ 22,420
資産運用収益	81,711	77,628	76,266	▲ 1,361
基礎費用	425,023	437,769	422,868	▲ 14,901
保険金等支払金	289,200	285,566	287,734	2,167
資産運用費用	3,519	3,748	8,479	4,730
事業費	47,514	48,794	47,143	▲ 1,650
基礎利益	35,833	37,713	36,683	▲ 1,029
キャピタル損益	▲ 798	▲ 4,382	▲ 7,816	▲ 3,434
臨時損益	▲ 5,839	▲ 3,165	▲ 6,810	▲ 3,644
危険準備金繰入額	2,496	2,298	3,098	799
経常利益	29,195	30,164	22,055	▲ 8,108
特別損益	▲ 5,939	▲ 4,675	▲ 2,791	1,883
価格変動準備金繰入額	6,802	4,232	2,119	▲ 2,113
当期純利益(純剰余)	15,843	17,464	12,259	▲ 5,204
総資産	3,812,751	3,877,945	3,927,350	49,405
有価証券含み損益	444,828	487,735	446,526	▲ 41,208
公表逆ざや額	▲ 994	▲ 936	▲ 929	6
ソルベンシー・マージン比率	967.5	999.1	999.4	0.3

## 【参考】[個人保険+個人年金ベース]

新契約高+転換純増(兆円)	62	72	54	▲ 17
解約失効高(兆円)	45	50	46	▲ 4
保有契約高(兆円)	958	953	932	▲ 20
年換算保険料(億円)				
新契約ベース	26,501	29,869	19,385	▲ 10,483
うち第三分野	6,959	7,790	5,633	▲ 2,157
保有契約ベース	278,426	286,414	282,363	▲ 4,051
うち第三分野	65,286	68,499	69,722	1,222

(注1) 逆ざや額 = (基礎利益上の運用収支等の利回り - 平均予定利率) × 一般勘定責任準備金

(注2) ソルベンシー・マージン比率は、全社加重平均。

(注3) 有価証券含み損益は、一般勘定の売買目的以外の有価証券等のうち時価のあるもの。

(注4) 算出会社(30年3月期:41社、31年3月期:41社、令和2年3月期:42社) ※かんぽ生命含む。

## 損害保険会社の令和2年3月期決算の概要

(単位：億円、%、ポイント)

	30年3月期	31年3月期	令和2年3月期	前期比
正味収入保険料	84,115	85,951	87,909	1,958
正味支払保険金	46,943	54,196	51,261	▲ 2,934
経常利益	8,457	8,849	5,923	▲ 2,926
特別損益	▲ 35	▲ 15	▲ 1,768	▲ 1,753
当期利益	6,919	6,910	4,411	▲ 2,498
総資産	328,099	320,457	311,916	▲ 8,540
有価証券 含み損益	59,325	52,029	38,978	▲ 13,050
ソルベンシー・ マージン比率	760.0	752.7	742.4	▲ 10.3

(注1) 30年3月期は52社ベース。31年3月期は51社ベース。令和2年3月期は53社ベース。

(注2) ソルベンシー・マージン比率については、全社加重平均である。

## 生命保険会社一覧表（2020年6月30日現在42社）

	会社名
生命保険会社(41社)	アクサ生命保険株式会社
	アクサダイレクト生命保険株式会社
	朝日生命保険相互会社
	アフラック生命保険株式会社
	イオン・アリアンツ生命保険株式会社
	SBI生命保険株式会社
	エヌエヌ生命保険株式会社
	FWD富士生命保険株式会社
	オリックス生命保険株式会社
	カーディフ生命保険株式会社
	株式会社かんぽ生命保険
	クレディ・アグリコル生命保険株式会社
	ジブラルタ生命保険株式会社
	住友生命保険相互会社
	ソニー生命保険株式会社
	ソニーライフ・ウィズ生命保険株式会社
	SOMPOひまわり生命保険株式会社
	第一生命保険株式会社
	第一フロンティア生命保険株式会社
	大樹生命保険株式会社
	大同生命保険株式会社
	太陽生命保険株式会社
	T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
	東京海上日動あんしん生命保険株式会社
	ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
	日本生命保険相互会社
	ネオファースト生命保険株式会社
	はなさく生命保険株式会社
	フコクしんらい生命保険株式会社
	富国生命保険相互会社
	プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社
	プルデンシャル生命保険株式会社
	マンユライフ生命保険株式会社
	三井住友海上あいおい生命保険株式会社
	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
	みどり生命保険株式会社
	明治安田生命保険相互会社
	メットライフ生命保険株式会社
	メディケア生命保険株式会社
	ライフネット生命保険株式会社
	楽天生命保険株式会社
外国生命保険会社(1社)	チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド

損害保険会社一覧表  
(2020年6月30日現在53社)

	会 社 名
損害保険会社 (32社)	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	アイペット損害保険株式会社
	アクサ損害保険株式会社
	アニコム損害保険株式会社
	アメリカンホーム医療・損害保険株式会社
	アリアンツ火災海上保険株式会社
	イーデザイン損害保険株式会社
	A I G 損害保険株式会社
	a u 損害保険株式会社
	エイチ・エス損害保険株式会社
	S B I 損害保険株式会社
	カーディフ損害保険株式会社
	共栄火災海上保険株式会社
	さくら損害保険株式会社
	ジェイアイ傷害火災保険株式会社
	セコム損害保険株式会社
	セゾン自動車火災保険株式会社
	ソニー損害保険株式会社
	損害保険ジャパン株式会社
	大同火災海上保険株式会社
	Chubb損害保険株式会社
	東京海上日動火災保険株式会社
	トーア再保険株式会社
	日新火災海上保険株式会社
	日本地震再保険株式会社
	日立キャピタル損害保険株式会社
	ペット&ファミリー損害保険株式会社
	三井住友海上火災保険株式会社
	三井ダイレクト損害保険株式会社
	明治安田損害保険株式会社
	楽天損害保険株式会社
	レスキュー損害保険株式会社
外国損害保険会社等 (20社)	アールジーイー・リインシュアランス・カンパニー
	アシュアランスフォアニンゲン・ガード・イエンシディグ
	アトラディウス・クレディト・イ・カウシヨン・エセ・アー・デ・セグロス・イ・レアセグロス
	エイチディーアイ・グローバル・エスイー
	現代海上火災保険株式会社
	コンパニー・フランセーズ・ダシュランス・プール・ル・コメルス・エクステリユール
	ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド
	ザ・ノース・オブ・イングランド・プロテクティング・アンド・インデムニティー・アソシエーション・リミテッド
	ザ・ブリタニヤ・スティーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテッド
	ザ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スティーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション(ヨーロッパ)リミテッド
	ジェネラル・リインシュアランス・エイジイ
	スイス・リー・インターナショナル・エスイー
	スコール・エスイー
	スター・インデムニティー・アンド・ライアビリティー・カンパニー
	スティームシップ・ミューチュアル・アンダーライティング・アソシエーション・リミテッド
	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
	トランスアトランティック・リインシュアランス・カンパニー
	ミュンヘナー・リュックフェルシツヘルングス・ゲゼルシャフト・アクツィエンゲゼルシャフト・イン・ミュンヘン
	ユーラーヘルメス・エスエー
	Swiss Re Asia Pte. Ltd.
免許特定法人(1社)	ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ

## 保 険 持 株 会 社 一 覧 表

(2020年6月30日現在15社)

	保険持株会社名
(15社)	アクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社
	アニコムホールディングス株式会社
	アフラック・ホールディングス・エルエルシー
	AIG ジャパン・ホールディングス株式会社
	auフィナンシャルホールディングス株式会社
	SBIインシュアランスグループ株式会社
	MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
	SOMPOホールディングス株式会社
	第一生命ホールディングス株式会社
	株式会社T&Dホールディングス
	東京海上ホールディングス株式会社
	日本郵政株式会社
	プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社
	楽天インシュアランスホールディングス株式会社

## 生命保険会社の推移

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年6月末現在
生命保険会社	38社	38社	40社	41社	41社	41社
+ 免 許 ▲ 廃 止	※合併 +オリック （2015年7月） ▲オリック ▲ハートフォード	※再編（注1） +第一生命 （2016年10月） ▲第一生命 （2016年10月）	※現地法人化 +日本法人化準備生命 （2017年12月）（注2） +カーディフ生命 （2017年12月）	※新設 +はなさく生命 （2019年2月）		
外国生命保険会社	3社	3社	3社	1社	1社	1社
+ 免 許 ▲ 廃 止				▲アメリカン ファミリー ライフ ア シュアランス カンパニー オブ コ ロンバス ▲カーディフ・アシュアランス・ヴィ		
合 計	41社	41社	43社	42社	42社	42社

※合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

（注1）第一生命の再編については、①2016年8月3日付で、第一生命分割準備株式会社に生命保険業の免許を付与。

②2016年10月1日付で、第一生命保険株式会社は国内生命保険事業を、第一生命分割準備株式会社に継承するとともに

③同日付で、第一生命分割準備株式会社は第一生命保険株式会社に商号変更。

（注2）2017年12月1日付で日本法人化準備生命保険株式会社に生命保険業免許を付与。2018年4月2日付でアフラック生命保険株式会社に商号変更。

## 損害保険会社の推移

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度6月末現在
国内社 (法第3条免許)	30社	30社	30社	30社	32社	32社
+ 免許 ▲ 廃止			+カーディフ損害保険株式会社 (2017年12月)  ※合併(2018年1月) +AIG損害保険株式会社 ▲AIU損害保険株式会社 ▲富士火災海上保険株式会社		+ベット&ファミリー損害保険株式会社 (2019年4月)  +レスキュー損害保険株式会社 (2019年6月)  +さくら損害保険株式会社 (2019年6月)  ※合併(2019年7月) +セゾン自動車火災保険株式会社 ▲セゾン自動車火災保険株式会社 ▲そんほ24損害保険株式会社	
外国社 (法第185条免許)	22社	21社	23社	23社	21社	21社
+ 免許 ▲ 廃止		▲フェデラル・インシュアランス・カンパニー (2016年6月)  +コンパニア・エスパニョーラ・デ・クレディ ト・イ・カウシヨ・エセ・アー(2016年9 月)  ▲アトラディウス・クレジット・インシュア ランス・エヌ・ヴィ(2016年12月)	+スコール・グローバル・ライフ・エスイー (2017年4月)  +ステイムシップ・ミューチュアル・アン ダーライティング・アソシエーション・リミ テッド (2017年12月)	+スコール・エスイー(2019年2月)  ▲カーディフ・アシュアランス・リスク・ ディヴェール(2018年4月)	+Swiss Re Asia Pte. Ltd. (2019年6月) ▲スイス・リインシュアランス・カンパ ニー・リミテッド(2020年1月) ▲スコール・グローバル・ライフ・エスイー (2019年4月)  ▲アキシュラチオニ・ゼネラリ・エス・ ビー・アイ (2019年4月)	
合計	52社	51社	53社	53社	53社	53社

(注) 合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

### 第3節 保険会社に対する金融モニタリング

#### I 顧客本位の業務運営の定着

生命保険は金融商品の中でも契約期間が長いという特徴があり、そのため、募集時の十分な説明及び契約後のアフターフォローの必要性・重要性は他の金融商品と比べても高いものと考えられる。

- 特に、外貨建保険については、近年、苦情件数が増加傾向にあることから、募集資料の改善等の対応を図ってきたところであるが、引き続き商品が元本割れしたことなどに起因する契約者からの苦情が多数認められている（図表1）。これらの苦情は、契約後相当程度の期間が経過して発生しているものが大宗であることから、契約締結時の説明に加え、契約締結後の情報提供（解約返戻金の額等）についての改善も各社に求めているところ。

図表1 銀行等代理店での外貨建保険・年金件数、苦情受付件数(新契約関係)  
(件)



(資料)生命保険協会より、金融庁作成

- 一般乗合代理店での比較推奨販売が、保険会社が支払う手数料（基本手数料のほか、販売量に応じた手数料を上乗せするというインセンティブ報酬を含む。）により歪められないよう、代理店の販売量だけでなく、業務品質を反映した手数料体系への見直しや公表を各社に求めてきた結果、業界全体として、その取り組みが進展してきている。他方、業務品質については、実際には販売量評価と変わらない例があるなど、更なる改善が必要である。このほか、損害保険分野においても、代理店手数料ポイント制度にかかる各社の対応実態の把握を通じて得た問題認識について各社及び代理店との意見交換を行った。

## II 持続可能なビジネスモデルの構築

### (自然災害への対応)

損害保険会社について、2年連続で台風等による複数の大規模自然災害が発生(図表2)したことを踏まえ、自然災害リスクへの対応状況についてモニタリングしたところ。再保険料の上昇と自社の異常危険準備金等を含めた自己資本水準を勘案しながら、再保険手配を強化するなど、各社の規模・特性に応じた対応が行われていたことが確認された。

今後も、日本のみならず世界的に大規模自然災害が連続して発生することも想定される中、再保険コストの増加や異常危険準備金の更なる取崩し等が生じる可能性もあることから、経営レベルでの多面的な議論に基づくリスク管理状況を引き続き注視する必要がある。

図表2 過去の風水災等による支払保険金(1970年以降)

順位	災害名	支払件数	支払保険金
1	平成30年台風21号	853,588件	10,143億円
2	令和元年台風19号	295,186件	5,826億円
3	平成30年台風19号	607,324件	5,680億円
4	令和元年台風15号	383,585件	4,656億円
5	平成16年台風18号	427,954件	3,874億円
6	平成26年2月雪害	326,591件	3,224億円
7	平成11年台風18号	306,359件	3,147億円
8	平成30年台風24号	412,707件	3,061億円
9	平成30年7月豪雨	55,320件	1,956億円
10	平成27年台風15号	225,523件	1,642億円

(注)2020年3月末現在

(資料)日本損害保険協会より、金融庁作成

### (グループベースのグローバルガバナンス・リスク管理等の高度化)

大型海外買収から数年が経過した大手生命保険会社について、早くから海外進出を図ってきた大手損害保険会社とともに、その子会社管理や収益管理等に関し、取締役会等が実効的なガバナンス機能を発揮しているかに着目し横断的なモニタリングを行った。

一般的には、海外事業の経験が長く、また収益に占める海外事業の割合も高い損害保険会社においては、グループガバナンスの一環として海外事業を捉えその管理態勢も高度化を進めており、本社と海外子会社の経営層が協働し、具体的なリスクアペタイトやガイドラインの設定・運用等を通じた、業務レベルに踏み込んだガバナンスを実施している社も認められた。

一方、国内事業が圧倒的に大きく海外子会社の数も限られる生命保険会社では、

投資先の一つとしてそのリスクや業績を管理している中で、海外子会社の収支・財務状況の悪化を実効的にモニタリングする態勢に課題のある社も認められた。

### Ⅲ 保険会社等に対する行政処分（別紙１）

令和元年 12 月 27 日  
金融庁  
関東財務局

## 日本郵政グループに対する行政処分について

金融庁及び関東財務局は、本日、株式会社かんぽ生命保険（本店：東京都千代田区、法人番号 6010001112696、以下、「かんぽ生命」という）、日本郵便株式会社（本店：東京都千代田区、法人番号 1010001112577、以下「日本郵便」という）、及び日本郵政株式会社（本店：東京都千代田区、法人番号 5010001112697、以下「日本郵政」という）、に対し、下記のとおり行政処分を行いました。

### 記

#### I. 命令の内容

##### 1. かんぽ生命

保険業法第 132 条第 1 項に基づく命令（業務停止命令及び業務改善命令）

- (1) 令和 2 年 1 月 1 日（水）から令和 2 年 3 月 31 日（火）までの間、かんぽ生命の保険商品に係る保険募集（生命保険募集人に委託しているものを含む。）及び保険契約の締結を停止すること。

（顧客からの自発的な意思表示を受けて行う保険募集及び保険契約の締結を除く。その他、当局が契約者保護の観点から必要とされる業務として個別に認めたものを除く。）

- (2) 適切な業務運営を確保し、保険契約者の保護を図るため、以下を実行すること。

- ① 今回の処分を踏まえた経営責任の明確化
- ② 顧客に不利益を生じさせた可能性の高い契約の特定、調査、契約復元等、適切な顧客対応の実施（「特定事案調査」の契約類型及びⅡ. 1. に記載するそれ以外の不適正な募集行為の可能性のある契約類型を含む）
- ③ ②の調査により、不適正な募集行為を行ったと認められる募集人に対する適切な対応（事故判定・処分基準の厳格化と運用の徹底を含む）
- ④ 適正な営業推進態勢の確立（乗換を助長しない、かつ実態に即した営業目標の策定を含む）
- ⑤ コンプライアンス・顧客保護を重視する健全な組織風土の醸成（適切な募集方針の策定・浸透や職員及び募集人に対する研修を含む）
- ⑥ 適正な募集管理態勢の確立（代理店に対する十分な牽制機能の構築を含む）
- ⑦ 上記を着実に実行し、定着を図るためのガバナンスの抜本的な強化

(3) 上記(2)に係る業務の改善計画を令和2年1月末までに提出し、直ちに実行すること。

(4) 上記(3)の改善計画について、当該計画の実施完了までの間、3ヶ月毎の進捗及び改善状況を翌月15日までに報告すること(初回報告基準日を令和2年2月末とする)。

## 2. 日本郵便

保険業法第307条第1項に基づく命令(業務停止命令)

令和2年1月1日(水)から令和2年3月31日(火)までの間、かんぽ生命の保険商品に係る保険募集を停止すること。

(顧客からの自発的な意思表示を受けて行う保険募集を除く。その他、当局が契約者保護の観点から必要とされる業務として個別に認めたものを除く。)

保険業法第306条に基づく命令(業務改善命令)

(1) 適切な業務運営を確保し、保険契約者の保護を図るため、以下を実行すること。

- ① 今回の処分を踏まえた経営責任の明確化
- ② 顧客に不利益を生じさせた可能性の高い契約について、かんぽ生命による調査結果を踏まえ、不適正な募集を行ったと認められる募集人に対する適切な対応(募集人に対する一定期間通常業務から離れた集中的な研修の実施を含む)
- ③ 適正な営業推進態勢の確立(乗換を助長しない、かつ実態に即した営業目標の策定や営業手当体系の構築を含む)
- ④ コンプライアンス・顧客保護を重視する健全な組織風土の醸成(募集品質を適切に考慮した人事評価・表彰制度の構築や募集人に対する研修を含む)
- ⑤ 郵便局・支社・本社各部門における適正な募集管理態勢の確立
- ⑥ 上記を着実に実行し、定着を図るためのガバナンスの抜本的な強化

(2) 上記(1)に係る業務の改善計画を令和2年1月末までに提出し、直ちに実行すること。

(3) 上記(2)の改善計画について、当該計画の実施完了までの間、3ヶ月毎の進捗及び改善状況を翌月15日までに報告すること(初回報告基準日を令和2年2月末とする)。

## 3. 日本郵政

保険業法第271条の29第1項に基づく命令(業務改善命令)

- (1) かんぽ生命の適切な業務運営を確保し、保険契約者の保護を図るため、以下を実行すること。
- ① 今回の処分を踏まえた経営責任の明確化
  - ② 保険持株会社としての実効的な統括・調整機能を発揮するためのグループガバナンス態勢の構築
  - ③ 保険募集に関連した経営理念をグループ全体に浸透させるための態勢の構築
  - ④ 上記を着実に実行し、定着を図るためのガバナンスの抜本的な強化
- (2) 上記(1)に係る業務の改善計画を令和2年1月末までに提出し、直ちに実行すること。
- (3) 上記(2)の改善計画について、当該計画の実施完了までの間、3ヶ月毎の進捗及び改善状況を翌月15日までに報告すること(初回報告基準日を令和2年2月末とする)。

## II. 処分の理由

令和元年12月18日(水)付で公表されたかんぽ生命保険契約問題特別調査委員会の調査報告書も参考にしつつ、令和元年8月23日(金)を検査予告日として実施したかんぽ生命及び日本郵便に対する検査の結果やかんぽ生命・日本郵便・日本郵政(合わせて、以下、「3社」という)に対し保険業法第128条第1項等に基づき求めた報告を検証したところ、以下の不適正な募集行為及びその背景にある態勢上の問題が認められた。

### 1. 不適正な募集行為

- (1) かんぽ生命及び日本郵便が、2019年7月より「特定事案調査」として実態把握を行った契約において、かんぽ生命の保険商品に関し、以下のような不適正な募集行為(顧客に不利益になる、又は顧客にとって合理性のない契約であって当該顧客の意に沿わないものに係る保険募集)が認められた。
- ① 契約の乗換に際し、契約者に対して「一定期間解約はできない」「病歴の告知があっても加入可能」などの事実と異なる説明を行ったこと等により、契約の重複による二重払いや無保険期間の発生等の不利益を顧客に生じさせるなど、保険業法第300条第1項に違反するものが少なくとも67件認められた。
  - ② 契約の乗換に際し、契約者に対して「自分の営業成績のために解約を遅らせてほしい」などの依頼を行い、契約の重複による二重払い等の不利益を顧客に生じさせるなど、社内ルールに違反するものが少なくとも662件認められた。

- ③ 上記に加えて、法令や社内ルールへの抵触如何にかかわらず、不適正な募集行為により顧客に契約を締結させ、顧客に不利益を生じさせた。

(2) また、かんぽ生命及び日本郵便が、「特定事案調査」として実態把握を行った契約類型以外にも、かんぽ生命の保険商品に関し、以下のような不適正な募集行為の可能性のある類型の存在が認められた。

- ・ 顧客の意向に沿わず、多数回にわたって契約の消滅・新規締結が繰り返されている類型
- ・ 顧客の意向に沿わず、多額の契約が締結され、高額の保険料が発生している類型
- ・ 顧客の意向に沿わず、既契約が解約され、既契約とは異なる被保険者で新契約が締結されている類型
- ・ 顧客の意向に沿わず、既契約が解約され、既契約とは異なる保険種類（年金から保険など）での新契約が締結されている類型
- ・ 顧客の意向に沿わず、既契約の保険期間が短縮され、短縮されてから短期間のうちに、新契約が締結されている類型

(3) 更に、実際には、節税効果が見込めない保険商品であるにも関わらず、社内研修資料において、募集人に対し、相続税対策として顧客に説明・販売することを慫慂しているなど、不適正な募集行為を助長しかねない実態が認められた。

(4) なお、無効・合意解除（苦情を受けて解約・返金をしたもの）、未入金解除（初回保険料未払で解除）、1P失効・解約（初回保険料支払後に解除）、撤回（クーリングオフ）となっている契約が多数認められたが、これらの中には結果的に顧客に不利益が生じていない、または僅少ではあるものの、不適正な募集行為により、顧客の意向に沿わない契約が締結されていたものが含まれているおそれがある。

## 2. 態勢上の問題

かんぽ生命及び日本郵便において、不適正な募集行為が広がった背景には、3社において、それぞれ以下のような態勢上の問題があったと認められた。

### (1) かんぽ生命

#### ① 過度な営業推進態勢

営業目標として乗換契約を含めた新規契約を過度に重視した不適正な募集行為を助長するおそれがある指標を使用し続けた上に、経営環境の悪化により、営業実績が振るわないことが想定されるにもかかわらず、具体的な実現可能性や合理性を欠いた営業目標を日本郵便とともに設定してきたこと。

② コンプライアンス・顧客保護の意識を欠いた組織風土

事故判定やその調査において、顧客に不利益が生じている場合であっても、契約者の署名を取得していることをもって顧客の意向に沿ったものと看做し、募集人が自認しない限りは事故とは認定せず、不適正な募集行為を行ったおそれのある募集人に対する適切な対応を行わず、コンプライアンス・顧客保護の意識を欠いた組織風土を助長したこと。

③ 脆弱な募集管理態勢

日本郵便の営業現場における募集活動の実態、募集人の営業目標や営業手当の状況、営業成績が優秀な者（以下、「優績者」という）に対する表彰の状況、各種研修の内容等を把握せず、委託者として保険代理店である日本郵便に対して、適正な募集管理態勢の構築に必要な指示を行なってこなかったこと。

また、第二線である募集管理統括部及びコンプライアンス統括部、苦情対応部門等に加え、日本郵便の営業現場を指導する支店パートナー部などに十分な人材配置を行っていないなど、業務の適切性を確保しうる募集管理態勢を整備してこなかったこと。

更には、日本郵便との間で十分な連携を図ることなく、適時に実効性の高い施策を実行してこなかったこと。

④ ガバナンスの機能不全

苦情、ありがとうコール（契約を締結した顧客に対する電話による事後的な意向確認）、多数契約の分析などに加え、メディアの報道や当局のヒアリング等により不適正な募集行為の端緒を把握していたにもかかわらず、十分な実態把握を行わず、営業活動に影響が生じることを懸念し、抜本的な改善を図ってこなかったこと。

(2) 日本郵便

① 過度な営業推進態勢

かんぽ生命とともに具体的な実現可能性や合理性を欠いた営業目標を設定したこと。

更に、地域の状況や営業現場の実力を十分踏まえることなく募集人に目標を割り当て、加えて、郵便局が募集人に対し目標の上乗せを行うことなどにより、募集人にとって過大な目標を設定してきたこと。

また、乗換契約も含めた新規契約を過度に重視した営業手当の支給体系を維持してきたこと。

② コンプライアンス・顧客保護の意識を欠いた組織風土

募集人に対して、募集品質の維持・向上や保険営業に必要な知識の付与のた

めの研修・指導を十分に行ってこなかったこと。

また、優績者に対しては、募集品質を実質的に問わずに人事上評価し、表彰を与える一方、目標未達者に対しては懲罰的な研修や強度の叱責が恒常化している状況を是正してこなかったこと。

こうしたことを通じ、コンプライアンス・顧客保護の意識を欠いた組織風土を助長したこと。

### ③ 脆弱な募集管理態勢

第一線である郵便局・支社・本社の営業部門及び第二線であるコンプライアンス統括部や募集品質改善部等のいずれにおいても、規模・特性に見合った募集管理態勢を整備してこなかったこと。

中でも、第一線での管理者は営業推進に注力し、形式的なチェック機能しか有しておらず、第二線は外形的な法令違反や社内ルール違反のみを自らの基本的な守備範囲と捉え、保険代理店として主体的な管理機能を果たしていなかったこと。

### ④ ガバナンスの機能不全

部門間で情報共有・連携が十分行われず、保険募集の実態が経営陣に報告されないなど、組織運営におけるコミュニケーションの不全を是正せず、営業現場の実態を把握してこなかったこと。

また、かんぽ生命による募集品質向上に向けた取組みやメディアの報道等により不適正な募集行為の端緒があった後も、十分な実態把握を行わず、抜本的な改善を図ってこなかったこと。

取締役会等においても、かんぽ生命から受託している保険商品の募集管理態勢や募集品質のみならず、かんぽ生命が2017年より開始した募集品質向上に向けた一連の取組みについても、乗換問題がメディアの報道等により広く取り上げられるまで議論を行わなかったこと。

## (3) 日本郵政

### ① グループガバナンスの機能不全

コンプライアンス委員会では、かんぽ生命及び日本郵便において不適正な募集行為が行われている端緒を把握していたにもかかわらず、十分な実態把握や対応を両社に対して指示してこなかったこと。

また、代理店手数料や営業目標の設定、募集品質の改善に向けた体制の構築や対策の策定等、かんぽ生命と日本郵便の両社に跨り、募集品質に重要な影響を与える経営戦略の決定や内部統制の構築について、保険持株会社としての統括・調整機能を果たしてこなかったこと。

加えて、メディアによる報道や当局による報告徴求命令があったにもかかわらず

らず、保険持株会社としてグループ各社を主導した対応を適切に行ってこなかったこと。

更には、2019年9月以前の営業自粛・再開については、経営上の重要な判断であるにもかかわらず、取締役会等に諮ることなく各社長間での非公式な会合で意思決定を行ったこと。

② グループコンプライアンスの不徹底

経営理念として「お客さま本位」「コンプライアンスの徹底」を掲げているにもかかわらず、グループ各社において、顧客の利益や経済合理性を顧みない契約が広がっていること、コンプライアンスについては形式的に法令や社内ルールを遵守すれば良いとする考え方が広がっていること、などの実態を把握しておらず、経営理念をグループ内に浸透させてこなかったこと。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000 (代表)

監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室 (内線 3690、2613)

関東財務局

理財部金融監督第4課 Tel : 048-600-1288 (ダイヤルイン)

#### 第4節 保険会社に係る財務基準等

我が国の保険会社を取り巻く環境をみると、人口減少による国内保険市場の縮小や低金利環境の継続等により収益環境が厳しさを増している。また、自然災害の激甚化等保険会社を取り巻くリスクも変化している。こうした中で、将来にわたって保険会社が保険契約者の様々な期待に応えつつその経営管理を高度化していくため、それに相応しい規制・競争環境を整備していくことが重要である。

こうした観点から、2019年5月に外部有識者による「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」を設置した。当該会議においては、経済価値ベースのソルベンシー規制の導入やそれに基づく新たな監督の枠組みの構築に向けた具体的な方向性に関して検討を行い、その結果をまとめた報告書を2020年6月26日に公表した。(別紙1参照)

# 「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」報告書の概要

## <背景・意義>

- 保険会社を取り巻く環境やリスクの変化に相応しい規制・競争環境を整備するため、経済価値ベースの(=市場統合的な資産・負債評価に基づく)ソルベンシー規制を中心とした健全性政策のあり方について検討。
- 本規制の導入により、①当局が保険会社の中長期的な健全性をフォワードルッキングに把握可能になることに加え、②リスク・リターン・資本のバランスを踏まえた保険会社のリスク管理(ERM)の高度化を促進し、③関連情報の開示を通じて外部からの経営の規律付けが向上することを期待。
- 保険監督者国際機構(IAIS)における国際資本基準(ICS)に関する議論を踏まえつつ、(中小社等も対象となる)国内枠組みとして独自に必要な要素についても議論。

## <主要な論点・方向性>

- 狭義のソルベンシー規制にとどまらない、保険会社の内部管理のあり方も踏まえた多面的な健全性政策のあり方について、「3本の柱」の考え方に即して整理。

### 第1の柱 (ソルベンシー規制)

- 標準モデルについては、ICSと基本的な構造は共通化しつつ、必要に応じ国内独自の調整を加えて開発。
- 内部モデルについては、自然災害リスク等を優先しつつ、段階的にスコープを拡大する方向で検討。
- 規制上のESRの数値の妥当性・信頼性を確保するため、保険会社内及び外部専門家による独立した検証のあり方について検討。
- ESRに基づく監督措置(早期是正措置)については、背後にある要因を十分に踏まえたタイムリーかつ柔軟な運用を行う。

### 第2の柱 (内部管理と監督上の検証)

- 経済価値ベースのモニタリングデータを拡充し、よりフォワードルッキングな監督を志向。
- 保険会社における、第1の柱のみに囚われないリスク管理(ERM)の高度化を促す。

### 第3の柱 (情報開示)

- 実務負荷にも留意しつつ、財務・リスクに係る情報開示の充実を通じた規律付けの向上を図る。
- 既存の自主開示や他国制度も参考に、具体的な開示項目(感応度、変動要因等)を検討。

## <今後の検討の進め方>

- 新たな制度について、2025年の導入を念頭に置いて準備を進める。準備期間においては、2022年頃に制度の大枠を暫定的に決定し、2024年春頃に最終化を行う等、着実に段階を踏んで検討を深めていく。

## 第5節 保険商品審査態勢について

保険商品については、多様化する国民の保険ニーズに的確に応えるものであるとともに、保険契約者等にとって簡潔で分かりやすい商品内容となることが重要である。

このため、商品審査において保険会社等との間で双方向の協議を十分に行うことを目的として、審査の透明性、効率性、迅速性等の向上を図るために、保険会社の商品部長との意見交換（2019年8～9月）を行ったほか、商品審査を通じて当局と申請会社との間で共有するに至った問題認識等を記載した「商品審査事例集」を策定し、公表した（2020年2月、6月）。

## 第6節 少額短期保険業者の検査・監督をめぐる動き（別紙1参照）

### 少額短期保険業者の概況

「保険業法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第38号）が2006年4月1日に施行され、従前、保険業法の規制の外にあった、特定の者を相手方として引受けを行う、いわゆる「根拠法のない共済」が原則として保険業法の規制対象となった。併せて、これら「根拠法のない共済」及び新規参入業者の受け皿として、保険会社と比べて取り扱う保険金額が少額であり、保険期間が短いもののみを取り扱う少額短期保険業制度が創設された。

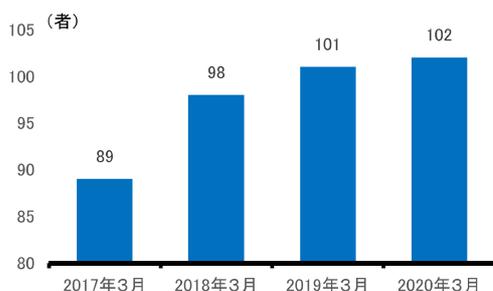
制度創設から14年が経過し、少額短期保険業者数が大幅に増加するとともにその規模や特性、取扱商品も多様化してきており、2019年度決算の集計をみると、保有契約件数、収入保険料が増加するなど、拡大が継続しているが、当期純利益は減少に転じている。なお、同事務年度においては、保険契約包括移転及び事業譲渡の認可にともない1業者が減少、新規に2業者を登録したことから、2020年6月末現在の業者数は、103業者となった。

少額短期保険業者に対する監督は、金融庁長官から各財務局長等に委任されているところ、事業規模、取り扱っている商品や募集形態等の特性を踏まえ、顧客保護の観点から、各業者の経営管理態勢、財務の健全性及び業務の適切性等に関し、各財務局等を通じて必要な指導・監督を行った。その際、経営管理態勢及び財務の健全性等を中心にモニタリングを行い、実態を把握した。

また、オンサイトモニタリングについては、少額短期保険業者4業者に対し実施した結果、経営管理態勢、法令等遵守態勢などに多数の問題が認められ、その中でも重大な法令違反が確認された業者（1者）に対し、保険業法第272条の26第1項第3号及び第272条の25第1項に基づき、業務停止命令及び業務改善命令を発出した。

なお、少額短期保険業者の保険引受上限金額に係る経過措置を適用する15業者に対しては、2018年9月、報告徴求命令を発出し、経過措置終了に向けた計画策定及び期限までの間、半期毎に計画の進捗状況に係る報告を求めているところ、引き続き、本則に円滑に移行するための計画の策定・実行状況について確認し、指導を行った。

少額短期保険業者数推移



2020年3月期 決算概要

	2020年3月期	2019年3月期	増減(比)
保有契約件数	13,120千件	11,797千件	+11.2%
収入保険料	1,074億円	1,032億円	+4.0%
当期純利益	18億円	34億円	▲47.1%

少額短期保険業者登録一覧

(別紙1)

(令和2年6月30日現在:103業者)

所管財務局	登録番号	登録日	商号
北海道財務局	北海道財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年5月30日	常口セーフティ少額短期保険株式会社
	北海道財務局長 (少額短期保険)第2号	平成28年4月26日	ライフエイド少額短期保険株式会社
東北財務局	東北財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年1月31日	SBIブリズム少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第2号	平成20年3月31日	フローラル共済株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第3号	平成20年6月5日	東日本少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第6号	平成26年1月7日	ユーミーL A少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第7号	平成27年12月1日	ネットライフ火災少額短期保険株式会社
関東財務局	関東財務局長 (少額短期保険)第1号	平成18年10月27日	SBIリスタ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第3号	平成19年6月21日	エクセルエイド少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第5号	平成19年10月25日	ジャパン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第6号	平成19年11月14日	イオン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第8号	平成19年11月22日	SBIいきいき少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第10号	平成19年12月10日	東京海上ミレア少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第11号	平成19年12月28日	株式会社あそしあ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第12号	平成20年2月4日	株式会社宅建ファミリー共済
	関東財務局長 (少額短期保険)第14号	平成20年2月5日	ぜんち共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第15号	平成20年3月17日	アスモ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第16号	平成20年3月17日	全管協少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第17号	平成20年3月19日	さくら少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第18号	平成20年3月19日	株式会社メモリード・ライフ
	関東財務局長 (少額短期保険)第21号	平成20年3月21日	富士少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第22号	平成20年3月21日	Aライフ株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第23号	平成20年3月25日	Chubb少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第24号	平成20年3月26日	ペットメディカルサポート株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第25号	平成20年3月31日	楽天少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第26号	平成20年3月31日	あすか少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第27号	平成20年3月31日	エヌシーシー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第28号	平成20年5月20日	A B C少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第29号	平成20年5月29日	特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい
	関東財務局長 (少額短期保険)第30号	平成20年5月30日	ジック少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第31号	平成20年5月30日	株式会社クローバー少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第33号	平成20年6月30日	ユニバーサル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第34号	平成20年7月10日	株式会社住宅保障共済会

所管財務局	登録番号	登録日	商号
関東財務局	関東財務局長 (少額短期保険)第35号	平成20年8月29日	ヒューマンライフ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第36号	平成20年8月29日	株式会社にじいろ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第37号	平成20年9月1日	旭化成ホームズ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第38号	平成20年9月24日	医師が考えた少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第39号	平成20年9月24日	まごころ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第40号	平成20年10月22日	日本共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第41号	平成20年10月31日	LASHIC少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第43号	平成20年12月10日	株式会社賃貸少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第44号	平成20年12月12日	JMM少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第46号	平成21年1月20日	e-Net少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第47号	平成21年1月23日	アイアル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第49号	平成21年2月16日	ベッツベスト少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第50号	平成21年3月16日	株式会社サン・ライフ・ファミリー
	関東財務局長 (少額短期保険)第51号	平成21年3月24日	株式会社ビバビーダメディカルライフ
	関東財務局長 (少額短期保険)第52号	平成21年3月24日	あんしん少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第53号	平成21年4月20日	日本費用補償少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第55号	平成21年12月21日	株式会社FIS
	関東財務局長 (少額短期保険)第56号	平成23年3月14日	くふう少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第57号	平成23年6月20日	AWPチケットガード少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第59号	平成23年6月28日	プラス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第60号	平成24年3月27日	ワーカーズ・コレクティブ共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第61号	平成24年12月20日	日本ペット少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第63号	平成25年5月29日	チュールリッヒ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第64号	平成25年10月22日	株式会社エボス少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第65号	平成26年2月20日	トライアングル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第66号	平成26年9月18日	少額短期保険ハウスガード株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第67号	平成27年3月26日	全日ラビー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第68号	平成27年5月13日	セキスイハイム不動産少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第69号	平成28年3月14日	住まいぶらす少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第70号	平成28年4月1日	健康年齢少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第71号	平成28年4月21日	シャーマゾン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第72号	平成28年10月12日	イズミ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第73号	平成28年10月27日	マイホームプラス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第74号	平成29年2月15日	住生活少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第75号	平成29年3月9日	ベッツファースト少額短期保険株式会社
関東財務局長 (少額短期保険)第76号	平成29年6月1日	エール少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第77号	平成29年7月6日	リボン少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第78号	平成29年7月12日	メディカル少額短期保険株式会社	

所管財務局	登録番号	登録日	商号
関東財務局	関東財務局長 (少額短期保険)第79号	平成29年7月21日	ブリント少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第80号	平成29年7月24日	株式会社ホープ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第81号	平成29年8月30日	株式会社ヤマダ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第82号	平成29年8月30日	JID少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第84号	平成29年11月27日	Next少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第85号	平成29年12月1日	USEN少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第86号	平成30年1月19日	株式会社リロ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第87号	平成30年6月25日	株式会社 justInCase
	関東財務局長 (少額短期保険)第88号	平成30年10月31日	東急少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第89号	平成31年2月26日	Mysurance株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第91号	令和元年6月28日	あおぞら少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第92号	令和2年5月12日	株式会社宅建ファミリーパートナー
東海財務局	東海財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年6月16日	株式会社学校安全共済会
	東海財務局長 (少額短期保険)第5号	平成31年2月7日	ZuttoRide少額短期保険株式会社
	東海財務局長 (少額短期保険)第6号	令和2年2月14日	株式会社カイルス少額短期保険
近畿財務局	近畿財務局長 (少額短期保険)第1号	平成19年7月25日	アクア少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第2号	平成19年12月12日	エイ・ワン少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第3号	平成20年2月25日	SBI日本少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第5号	平成20年11月13日	株式会社SANKO少額短期保険
	近畿財務局長 (少額短期保険)第6号	平成20年11月28日	セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第7号	平成22年10月18日	エタニティ少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第8号	平成24年6月1日	エスエスアイ富士菱株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第10号	平成26年3月24日	東京海上ウエスト少額短期保険株式会社
中国財務局	中国財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年3月27日	エス・シー少額短期保険株式会社
	中国財務局長 (少額短期保険)第2号	平成20年7月14日	株式会社FPC
四国財務局	四国財務局長 (少額短期保険)第1号	平成21年9月2日	あおい少額短期保険株式会社
福岡財務支局	福岡財務支局長 (少額短期保険)第1号	平成20年3月31日	ベル少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第2号	平成20年5月30日	フェニックス少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第3号	平成26年7月16日	イーペット少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第5号	平成27年3月4日	日本ワイド少額短期保険株式会社
沖縄総合事務局	沖縄総合事務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年5月30日	レキオス少額短期保険株式会社

## 第7節 認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き（別紙1参照）

### 認可特定保険業者の概況

前節のとおり、「保険業法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第38号）（以下、「改正法」という。）の成立を受け、少額短期保険業制度が創設されたが、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行っていた者については、経過措置として特定保険業という枠組みを設け、届出を行うことで2008年3月31日まで各財務局等の監督下で業務を継続しながら、保険業法の規制に適合するよう対応を求めた。しかしながら、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行ってきた団体の中には、保険業法の規制に適合することが直ちに容易ではない者も存在していた。

また、これとは別に、共済事業を行っていた特例民法法人（公益法人）については、改正法において、当分の間、当該共済事業を引き続き特定保険業として実施できると規定された。しかしながら、2008年の公益法人制度改革により、特例民法法人は、2013年11月末までに一般社団法人等に移行することとされ、一般社団法人等への移行後は、保険業法の適用を受けることとなり、現在行っている特定保険業が継続できなくなった。

このような状況を受けて、「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成22年法律第51号）により、改正法の公布の際現に特定保険業を行っていた者のうち、一定の要件に該当する者については、2011年5月13日から当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができるようになった。

認可特定保険業者の所管行政庁は、特例民法法人であった者については特例民法法人であったときの主務官庁、それ以外の者については内閣総理大臣（権限は、内閣総理大臣から金融庁長官が委任を受け、各財務局長等に再委任されている。）と規定されている。

認可特定保険業者の認可については、2013年11月に申請期限を迎え、財務局所管業者は7法人となった。2019事務年度においては、認可特定保険業者の規模・特性を踏まえながら業務の適切性等に関し、指導・監督を行った。

認可特定保険業者一覧  
(財務局等所管分)

(別紙1)

(令和2年6月30日現在:7法人)

所管財務局等	認可日	名称
関東財務局	平成24年1月27日	一般社団法人 すみれ
	平成24年12月21日	一般社団法人 全国保険医休業保障共済会
	平成25年10月21日	一般社団法人 あんしん認可特定保険
	平成25年12月12日	一般社団法人 ぜんかれん共済会
	平成25年12月12日	一般社団法人 JMC厚生会
東海財務局	平成24年5月24日	一般社団法人 三重ふれあい互助会
近畿財務局	平成24年6月25日	一般社団法人 兵庫県知的障害者施設利用者互助会